

# 「川越市個人情報の保護に関する法律施行細則」(案)の概要について

令和5年1月  
総務部総務課

## 1 目的

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の一部改正により、令和5年4月1日から、地方公共団体についても法が適用され、全国共通ルールの下で制度を運用することとなります。これに伴い、「川越市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「条例」という。)」を制定しました。

条例に定めるもののほか、法を施行するために必要な事項を定めるため、「川越市個人情報の保護に関する法律施行細則」を制定します。

## 2 制定事項

### (1) 電磁的記録の開示の方法

用紙に出力したものの閲覧や交付、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴ができるものとします。

### (2) 公文書の写しの作成及び送付に要する費用

公文書の写しの作成及び送付に要する費用は前納とします。また、送付に要する費用の納付については、郵便切手によるものとします。

### (3) 実施状況の公表

本市の個人情報保護制度の実施状況を市のホームページ等で公表するものとします。

### (4) 様式

個人情報ファイル簿、保有個人情報の開示等の手続に係る請求書、通知書等の様式について規定します。

### (5) その他

川越市個人情報保護条例(平成16年条例第19号)を廃止することに伴い、川越市個人情報保護条例施行規則(平成17年規則第9号)を廃止します。

また、附属機関の見直しに伴い、川越市川越市個人情報保護審議会規則(平成14年規則第10号)及び川越市個人情報保護審査会規則(平

成14年規則第11号)を廃止します。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 4 効果

個人情報保護制度の適正な運用を図ることができます。